

## 審査体制のあり方について

- 現行の特別用途食品の審査の仕組みは、次のとおり(別添1参照)
  - ・規格基準のあるものについては、規格基準に適合しているか否かを新開発食品保健対策室において確認し許可
  - ・個別評価型病者用食品については、特別用途食品評価検討会の意見を聴いた上で許可
  
- 特別用途食品については、乳児や病者など特別の用途のためのものであり、許可に当たっては慎重な手続が求められるのではないかと。
  - 特に、個別評価型病者用食品については、これまでも様々な許可表示が申請されており(別添2参照)、医学的・栄養学的知見に基づいた審査が確保される必要があるのではないかと。
  
- 審査体制の見直しに当たっては、薬事・食品衛生審議会において審査が行われている特定保健用食品の取扱い(別添3, 4参照)が参考となるのではないかと。